

## 工事費等内訳書の取り扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条の規定に基づき、三重県発注の工事において入札時に提出を求める工事費等内訳書（以下「工事費内訳書」という。）について、取り扱いを次のとおりとする。

### 1. 工事費内訳書の提出対象工事及び作成・提出方法

#### （1）工事費内訳書の提出対象工事

競争入札により行うすべての工事及び委託業務（以下「工事」という。）  
ただし、単価契約を除く。

#### （2）工事費内訳書の作成

入札参加希望者は、作成にあたって、原則、入札情報サービスシステム（以下「PPI」という。）に添付されている工事費内訳書（見積用）を使用するものとする。

#### （3）工事費内訳書の提出方法

入札参加希望者は、電子入札の場合、三重県公共事業電子調達運用基準により工事費内訳書を提出するものとする。  
ただし、発注機関が紙入札とした場合は、紙媒体で提出するものとする。

### 2. 入札書の無効等

#### （1）提出のあった工事費内訳書が以下の各項目のいずれかに該当する者の入札書については、三重県会計規則第 71 条により無効とする。

- ①工事費内訳書を提出しないとき
- ②工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき
- ③一括値引き、減額の項目が計上されているとき
- ④記載すべき項目が欠けているとき
- ⑤その他不備があるとき

#### （2）提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする。

### 3. 工事費内訳書の提出及び無効等の明示

#### （1）発注機関の長は、1 の対象工事にあっては、工事費内訳書の提出を求める旨及び記載すべき項目を入札公告・入札条件に記載するものとする。

#### （2）発注機関の長は、工事費内訳書の不備による無効等の該当項目を入札公告・入札条件に明記するものとする。

#### 4. 工事費内訳書の確認・審査について

(1) 県議会の議決に付すべき工事（流域下水道事業においては、県議会に報告すべき工事）

開札後、全ての入札参加業者の工事費内訳書についてその内容の確認・審査を行う。

(2) 上記以外の工事

落札候補者の工事費内訳書の内容を確認・審査を行う。

なお、くじ引きにより、落札候補者の決定を行う場合はくじ引き後の落札候補者の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の入札書が無効となつた場合には再度くじ引きにより落札候補者の決定を行い該当者の工事費内訳書の内容を確認・審査する。

(3) 高落札率など、談合・連合等不正な行為の疑義がある場合

開札後、入札参加者全ての工事費内訳書の確認・審査を行うこととし、談合等の疑義を把握した場合は、三重県建設工事等談合対応マニュアルによるものとする。

(4) その他

①落札者を決定した後に落札者以外の参加者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

②工事費内訳書の差し替え、再提出は認めない。

③工事費内訳書の不備で入札が無効になつても、談合等不正な行為が確認できなければ、資格（指名）停止措置は行わない。

#### 5. 工事費内訳書の審査基準について

(1) 4に定める内容の審査基準については以下のとおりとする。

① 工事費内訳書を提出しないとき

工事費内訳書が提出されているかを確認する。

② 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき

工事費内訳書の合計金額（工事価格）と入札金額（税抜）の整合を確認する。

（消費税額は、審査の対象外とする）

③ 一括値引き、減額の項目が計上されているとき

内訳の項目として、一括値引きの項目又はマイナス計上（スクラップ費を除く）の項目が設定されていないかを確認する。

端数処理を行う場合は、千円未満についてのみ認めることとし、千円以上の処理が確認される場合は一括値引きと判断する。

なお、端数処理の箇所についてはこれを問わないと、端数処理の合計が千円以上の場合は一括値引きと判断する。

④ 記載すべき項目が欠けているとき

発注者が事前に指定する項目（数量、単価、金額等）が記入されているかを確認する。

ただし、電子入札システムにより提出された場合は、記載すべき項目に、工事名・業者名・代表者名は含まない。

⑤ その他不備があるとき

工事費内訳書に記載の工事名と当該工事名と一致しない（電子入札を除く）。

内訳書に記載の計算が整合しない。

など。

附 則 平成6年4月1日制定の運用基準は廃止する。

附 則 この取扱いは平成16年6月1日から施行する。

附 則 この取扱いは平成16年9月13日から施行する。

附 則 この取扱いは平成18年2月1日から施行する。

附 則 この取扱いは平成19年4月1日から施行する。

附 則 この取扱いは平成22年4月1日から施行する。

附 則 この取扱いは平成28年4月1日から施行する。

附 則 この取扱いは令和2年7月15日から施行する。